

 いずみ会議所だより

 発行所/和泉商工会議所
〒594-1144 和泉市テクノステージ三丁目1-10
TEL: 0725-53-0330 FAX: 53-4747
ホームページ: <http://www.izumicci.jp>
Eメール: info@izumicci.jp

 令和6年新年互礼会 ～華やかに新春を祝う～

令和6年の新春を祝う新年互礼会（和泉商工会議所・和泉市：共催）が1月10日（水）、和泉シティプラザレセプションホールにて開催された。当日は、商工会議所役員・議員、各関係団体、市関係者等が出席し、和泉市長、和泉市議会議員、山本会頭が年頭の挨拶を行った。

山本会頭は年頭の挨拶にて、リスクが多様化・複合化している現代において、渋沢栄一公の「逆境のときこそ、力を尽くす」の言葉を引用し、今後の経済状況と商工会議所の役割を述べ、地域経済の発展の為に役職員一同全力で取り組んでいく意志を示した。

衆議院議員の来賓挨拶、国会議員・府議会議員・市議会議員・いずみの国和泉市PR大使の紹介に引き続き、和泉市功労者表彰が行われた。閉会では、山下副会頭が挨拶を行い、出席者は新しい年の飛躍を誓い「大阪締め」をアレンジした「和泉締め」にてお開きとなり盛会裏に終了した。



山本会頭 年頭挨拶



主催者立礼

岸脇名誉会頭
乾杯挨拶山下副会頭
中締め挨拶

「令和6年能登半島地震」災害義援金のご協力方お願いについて

この度、1月1日に石川県能登地方を震源とする非常に強い地震が発生し、現在も余震が続くなど、甚大な被害が発生しております。

この地震被害に対しまして、日本商工会議所から全国の商工会議所を対象に災害義援金の募集を行う旨、要請がございました。

当所といたしましても、被災地における被害の甚大さに鑑み、会員企業の皆様に、義援金のご協力をお願いすることといたしました。

つきましては、本趣旨をご賢察のうえ、皆様の格別なご協力をいただきたく、何卒ご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、ご協力をいただけます場合には、同封しております別紙の要領にてお手続きいただきますようお願い申し上げます。



<https://forms.gle/kyuZGYW2j4iPvr739>

新たに議員にご就任頂いた方々のご紹介

(順不同)



3号議員 トヨタカローラ南海株式会社 代表取締役社長 久保 尚平 様

2号議員 株式会社トーエートレーディング 代表取締役 淵本 英樹 様

1号議員 株式会社ナカツジ 代表取締役社長 中辻 葉介 様

祝 令和5年度 和泉市功労者表彰 受章



当所 常議員・2号議員 加納川 快明 氏（大阪コートロープ株式会社代表取締役会長）が和泉市功労者として、1月10日に開催された令和6年新年互礼会にて表彰されました。

加納川氏は、平成13年のテクノステージ和泉まちづくり協議会設立時、理事に就任以来、副会長、会長を歴任され、協議会会員相互の交流・親睦を図り、協議会の発展と市の産業振興に大きく寄与されておられます。

栄えある受章を心よりお慶び申し上げますとともに、これからの益々のご活躍をお祈り申し上げます。

令和5年度第2回会員親睦委員会を開催

去る12月19日（火）、令和5年度第2回会員親睦委員会を開催。

当日は高橋担当副会頭、梶川委員長はじめ計7名の方々にご出席頂き、10月31日（火）に開催した第30回会員親睦ゴルフ大会の報告、次年度第31回会員親睦ゴルフ大会の開催口程及び年明け1月20日（土）に開催する伊勢神宮初詣のご旅程表等についてご審議頂いた。



ものづくり企業による総合展示商談会 ビジネスチャンス発掘フェア2023開催される

去る11月29日（水）、30日（木）の2日間に亘り、マイドームおおさか2階～3階展示場を会場にビジネスチャンス発掘フェア2023が開催された。ビジネスチャンス発掘フェアは大阪府内を中心としたものづくり企業の優れた技術・製品のPRおよびビジネスマッチングの促進等を目的に出展者のビジネスチャンス拡大、企業間における幅広い交流の促進を目指した展示商談会です。

本年度は、金属製品・部品／産業機械・電気機械・器具／化学・合成樹脂・紙・印刷／生活関連製品・建設／情報通信・サービス／産業支援機関・団体の幅広い業種より182の事業所・団体が出展。本所より6事業所・団体が出展された。各出展ブースでは新たなビジネスパートナーと出会うために自社・新製品のPRや商談等が行われ、大変活気ある展示商談会であった。

和泉商工会議所より出展された事業所・団体（6社・50音順）

- ・(株)エス・ジー・ケイ
- ・正栄工業(株)
- ・(株)ナガセテクノス
- ・コムラ産業(株)
- ・テクノロール(株)
- ・一社)日本経営士会近畿支部



大阪・関西万博チケット販売のご案内

和泉商工会議所

- 正式名称:2025年日本国際博覧会
■テーマ:いのち輝く未来社会のデザイン

- 開催期間:2025年4月13日～10月13日(184日)
■開場時間:9:00～22:00
■会場:夢洲(ゆめしま)(大阪市此花区)

■超早期購入割引だと20%OFF! さらにパビリオンの特別抽選付き!

一日券
会期中いつでも
1回入場可
7,500円

**超早期購入割引
20%OFF**

販売開始
～
2024年10月6日

6,000円

\オススメ/

	超早期購入割引	通常
大人 満18歳以上	6,000円	7,500円
中人 満12～17歳	3,500円	4,200円
小人 満4～11歳	1,500円	1,800円

パビリオン・催事前予約
超早期購入割引
購入特別抽選

2024年9月25日～
2024年10月6日に
来場日・希望パビリオン・
希望催事について
第5希望まで登録

2024年10月12日に
抽選結果発表



公式キャラクター
ミヤクミヤク ©Expo 2025

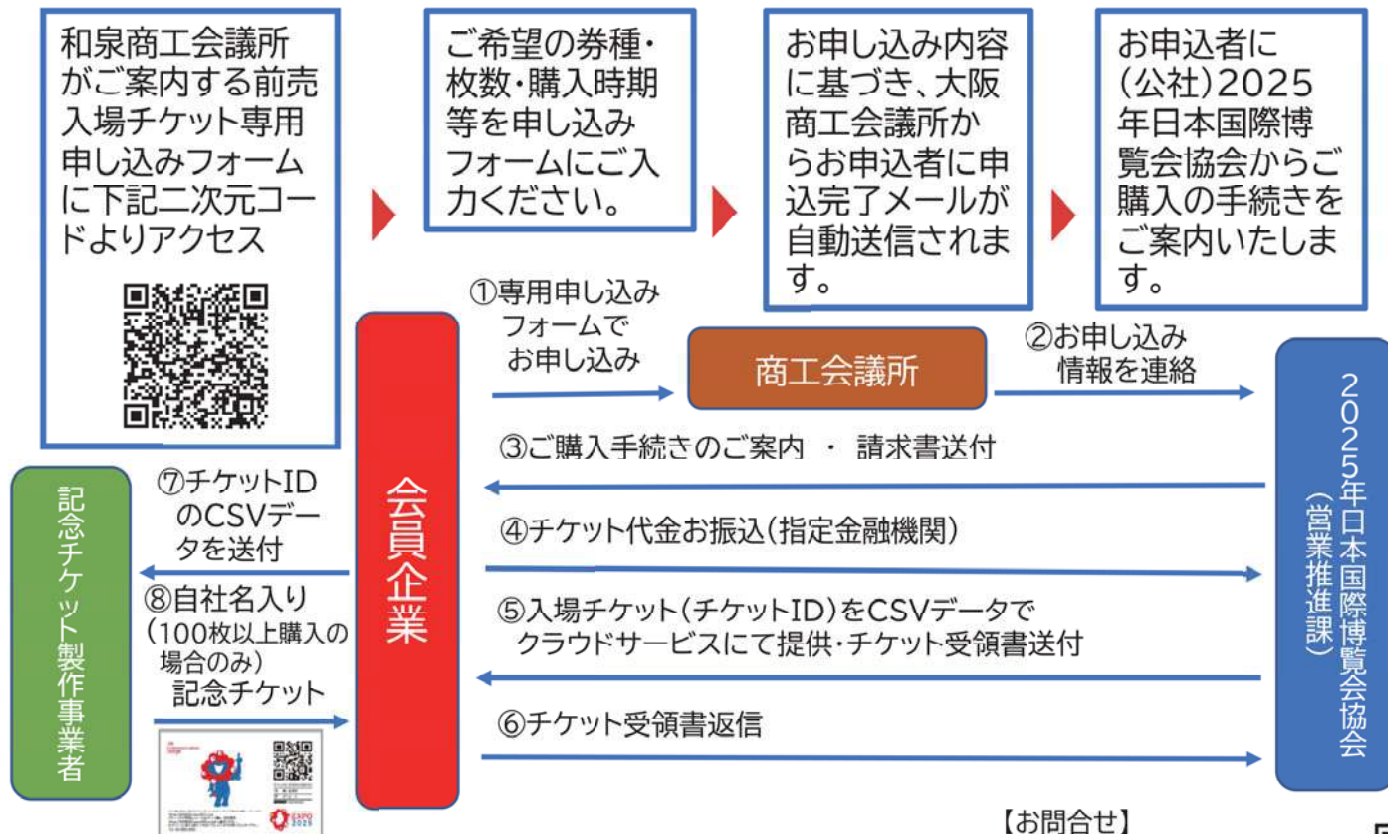
※表は会期中いつでも1回入場可能な
一日券の価格を比較したものです。

☑会期中いつでも1回入場可能なチケットが
20% OFF

☑パビリオン・催事前予約 **特別抽選**
(一般来場日時予約開始前である開会6か月前)
に参加可能

☑特別抽選当選者には来場日の朝一番
来場日時予約枠を自動付与

■チケット入手手順



■記念チケット制作できます!

100枚以上を一度に購入いただくと、購入額の3%(2023年11月30日～2024年10月6日まで)が事務手数料として購入企業に支払われます(6000円のチケットなら180円)。100枚以上を一度に発注する場合は、自社名(テキスト)入り記念チケット(紙素材)を発注することができますので、事務手数料をチケット印刷代に充当いただくこともできます。今回の万博は電子チケットが基本で、記念チケットは通常1枚1000円程度ですが、商工会議所を通して購入する場合、簡易版の記念チケット(モノクロ100円、カラー150円、いずれも1枚につき、税別、送料別)が発注できます。なお、記念チケットの納品には発注から最大6か月程度かかる場合がございます。超早期購入割引の記念チケット発注は2024年4月までに、それ以外の記念チケットも2024年8月までに発注されることをお勧めします。

入場チケットの税務上の取扱いは、用途によって福利厚生費や販売促進費等となります。

【お問合せ】

和泉商工会議所

TEL:0725-53-0320

E-mail:info@izumicci.jp

公益社団法人 2025年日本国際博覧会協会

広報・プロモーション局 入場券部 営業推進課

TEL:06-6625-8744

E-mail:banpaku-ticket@expo2025.or.jp



(本チラシは2023年12月14日現在の情報を基に作成)

全国515商工会議所・125万事業者の力で実現!

和泉商工会議所
日本商工会議所令和6年度 税制改正のポイント **速報**

- 特例承継計画の提出期限の延長(2年) ● 賃上げ税制における繰越控除措置(5年)の創設
- 交際費から除外される飲食費上限の引上げ(1万円)など、**商工会議所の要望が数多く実現!**

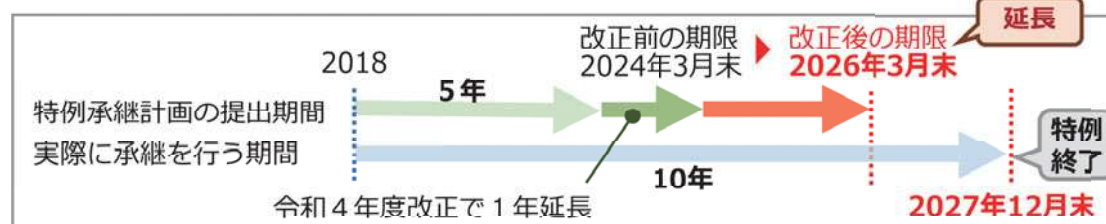
日商「税制改正 特設サイト」▶



I. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

1. 事業承継税制(特例措置)における特例承継計画の提出期限の延長(2年)

- ▶ 特例措置を活用するための前提となるエントリーシート(特例承継計画)の提出期限が2年延長、新たな提出期限は2026年3月まで。一方で、実際に承継を行う期限である2027年12月末については、「今後とも延長を行わない」旨が明記された



事業承継税制(特例措置)とは
先代から自社株を贈与・相続するときの税負担が100%猶予(一定要件を満たすと免除)される制度。10年間の時限措置

制度の紹介チラシ▶



2. 経営資源集約化税制(中小企業事業再編投資損失準備金)の延長(3年)・拡充

- ▶ M&A実施後のリスクに備えるため、M&A実施時に投資額の一定比率の金額を損金算入できる措置が3年延長
- ▶ 中堅・中小企業によるグループ化に向けた複数回のM&Aに対し、積立率や据置期間を深掘りする新たな枠を創設

- ① 経営力向上計画の認定
- ② M&A実施に準備金を積立[損金算入]
(株式等の取得対価の最大100%以下)
- ③ 据置期間(最長10年)
- ④ 簿外債務等の発覚時に準備金の取り崩し[益金算入]
- ⑤ 据置期間終了後、5年かけて均等取崩[益金算入]

(※) 株式譲渡が対象(事業譲渡は対象外)かつ、株式の取得価額が10億円以下の場合に限る

拡充 中堅・中小グループ化税制(積立率や据置期間を深掘りする措置)

- ① 税制の対象に中堅企業も追加
- ② 積立率の拡大(現行:70%以下)
2回目M&A 90%以下
3回目以降M&A 100%以下
- ③ 据置期間の長期化(現行:5年)
10年

※株式の取得価額が1億円以上100億円以下が対象
※産業競争力強化法において新設する認定を受けることが要件。過去5年以内にM&Aの実績が必要

II. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制

3. 中小企業向け賃上げ促進税制の延長(3年)・拡充(繰越控除(5年)の創設)

控除上限:法人税額等の20%

- ▶ 特例措置を3年延長するとともに、賃上げの裾野をさらに広げるため、**繰越控除措置(5年)**が創設

- 税額控除の繰越控除期間としては**過去最長!**
- 商工会議所は、繰越控除措置の導入を昨年から要望しており、今年実現

- ▶ 教育訓練費の上乗せ措置の要件緩和
- ▶ 仕事と子育ての両立支援等に取り組む企業への上乗せ措置の創設

- 控除率が**最大45%**に拡大(現行40%)

	中小企業(資本金1億円以下)	
	要件	控除率(最大45%)
基本	雇用者全体の給与総額増加率+1.5%以上	給与増加額×15%
繰越控除措置	繰越期間5年 新設 (※1)	
上乗せ①(賃上げ)	対前年度+2.5%以上	+15%
上乗せ②(教育訓練費)	対前年度(※2)+5%以上 (現行+10%以上) 緩和	+10%
上乗せ③(両立支援等)	「くるみん」または「えるぼし2段階目」の認定を受けた企業は+5%上乗せ 新設	

(※1) 繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り、適用可能

(※2) 新たに「当期の給与総額の0.05%以上」が要件として追加

4. 中堅企業向け賃上げ促進税制の創設 **新設**

- ▶ 賃上げ促進税制の中に、従業員数2,000人以下を対象とする**中堅企業枠**を創設
- ▶ **継続雇用者**の給与総額増加率+3%以上で税額控除10%(+4%以上で税額控除25%)

裏面に続く▶

Ⅱ. 中小企業の自己変革への挑戦を後押しする税制（続き）

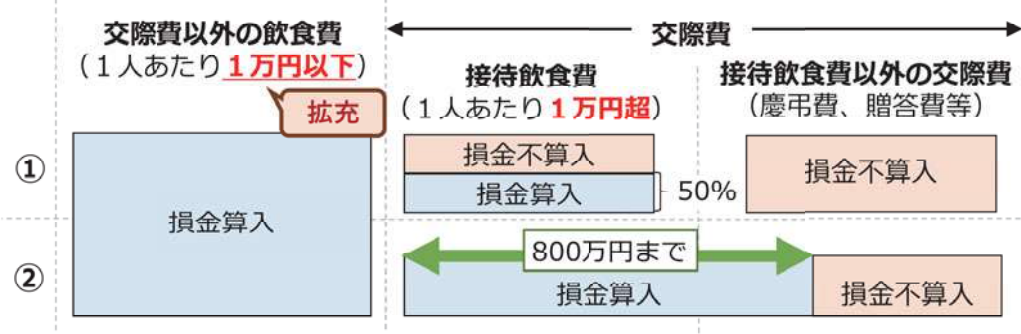
5. 交際費課税特例の延長（3年）・拡充（飲食費上限の引上げ（1万円））

- 交際費を800万円まで全額損金算入できる中小企業向けの特例措置が3年延長
- 交際費から除外される飲食費（1回1人あたり）の上限5,000円が**倍額となる1万円**に引上げ



- 現行の5,000円から大幅拡充。2006年に定められて以来変更なく、**18年ぶりの改正**！
- 商工会議所は2010年から要望しており、**長年の要望が遂に実現**！
- 今後、使う側である企業自身が、従来の5,000円を基準とした**社内規定や慣例を変えることが重要**

（①②のどちらかを選択、大法人は①のみ適用可）



6. 少額減価償却資産の損金算入特例の延長（2年）

- 30万円未満の減価償却資産を取得した場合、年間合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）が可能な措置が2年延長



7. 商業地等に係る固定資産税の負担調整措置・条例減額制度の延長（3年）

- 地価の急激な変動に伴う固定資産税への影響を緩和する措置（負担調整措置）、および地方自治体の条例によって固定資産税負担の上昇を抑制する制度（条例減額制度）が延長

8. イノベーション拠点税制（イノベーションボックス税制）の創設 **新設**

- わが国のイノベーション拠点の立地競争力を強化する観点から、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権やAI関連のプログラムの著作権）から生じる所得に減税措置を適用する制度
- 所得控除率は30%。措置期間は7年（2025年4月1日施行）



9. 地域未来投資促進税制の拡充

- 地域経済に大きな波及効果をもたらす成長志向の中堅企業（※）の設備投資を促進するため、中堅企業枠を創設し、税額控除率を最大6%に拡充

（※）産業競争力強化法において規定

10. 地方拠点強化税制の延長（2年）・拡充

- 本社機能の地方への移転や地方における拠点強化を行う事業者に対する減税措置が2年延長
- 税制の対象となる施設を拡充（インサイドセールス部門やオフィス内に整備する保育施設等）

Ⅲ. その他税制

11. 大企業の減資等による“外形標準課税逃れ”に対する措置

商工会議所の強い要望により、**現在、外形標準課税の対象外である中小企業（およびその子会社）は、引き続き対象外！**

見直し①（大企業の減資対策）

2025年4月施行
 ※公布日以降施行日までの減資も対象

- 現行の資本金1億円基準は維持
- 前事業年度に外形対象の法人は、資本金1億円以下になっても、資本金+資本剰余金が10億円超の場合は外形対象

見直し②（大企業の分社化対策）

2026年4月施行

- 資本金+資本剰余金が50億円超の外形対象法人の100%子会社のうち、資本金1億円以下で、資本金+資本剰余金が2億円超は外形対象

12. 所得税・住民税の定額減税

- 2024年6月以降の源泉徴収・特別徴収等により、1人につき所得税3万円、個人住民税1万円の減税

13. 防衛力強化に向けた財源確保

- 防衛費の増税（法人税・所得税・たばこ税）について2025年の増税は見送り

消費税の申告書作成は確定申告書等作成コーナーで！

確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、消費税のほか、所得税及び贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成・e-Taxによる送信ができます。

また、消費税納税額を売上税額の2割に軽減するいわゆる「2割特例」の申告書も作成することができます。簡易課税制度や「2割特例」の申告書を作成する場合、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

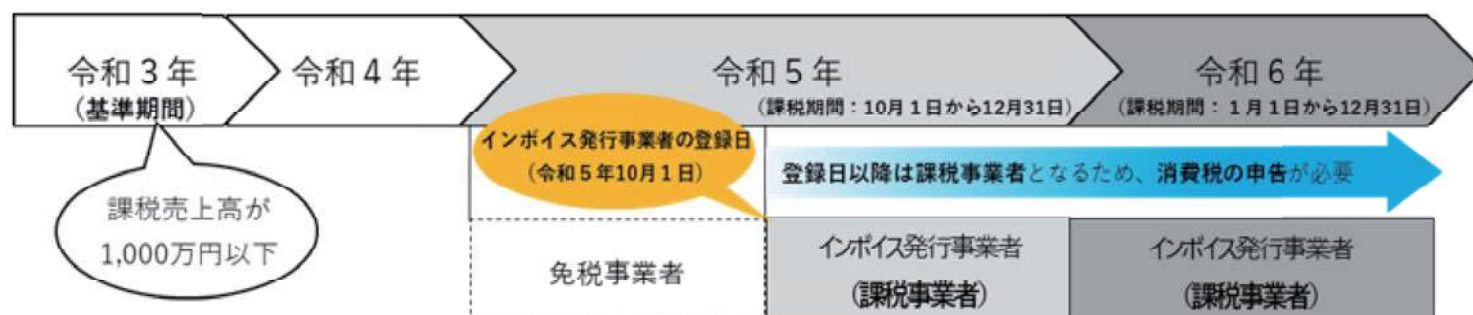


確定申告 インボイス発行事業者の登録を受けた方へ

インボイス発行事業者の登録を受けた事業者の方は、基準期間(注)の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要です。

(注) 令和5年分の基準期間は、その2年前である令和3年分をいいます。

(例) 消費税の免税事業者に該当する個人事業者の方が、インボイス制度が開始した令和5年10月1日から同年12月31日までの間にインボイス発行事業者の登録を受けた場合、令和5年分(課税期間：令和5年10月1日から12月31日)の消費税の申告が必要となります。



令和5年度税制改正において、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方について、3年間、**納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例**(以下「2割特例」(注)といいます。))が設けられました。

2割特例については、「**2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要**」をご覧ください。

(注1) インボイス発行事業者の登録を行うことにより、免税事業者から課税事業者となる事業者の方が適用できます。基準期間(前々年)の課税売上高が1千万円を超えているなど、インボイス発行事業者の登録以外の事由により課税事業者となる方は適用できません。

(注2) 2割特例を適用するよりも簡易課税制度を適用した方が有利な場合があります。

詳しくは国税庁ホームページにてご確認ください。

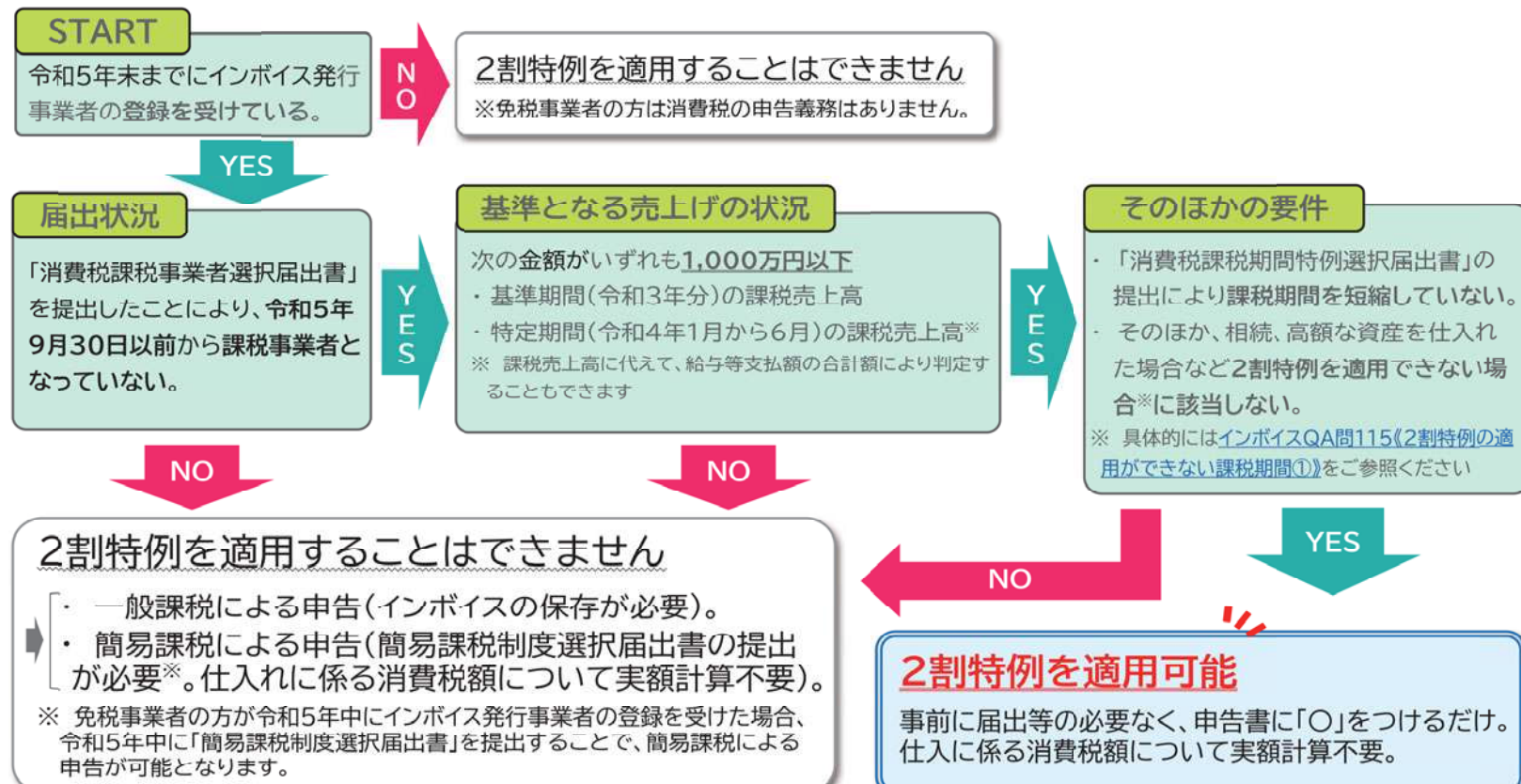


インボイス発行事業者の「2割特例」適用可否フローチャート

令和5年分の申告用
(個人事業者用)

2割特例とは？

2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者となった事業者の方を対象に、消費税の納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができる特例です。(令和5年分(登録日~12月)から令和8年分の申告まで適用可能です。)



中小企業のセキュリティ対策

-81-

これらの脆弱性に該当する装置やサービスを使用する各組織においては、ベンダーやシステムインテグレーション

・各種ログ監視による不審なアクセスなどがないかの確認
・製品ベンダーやセキュリティベンダーなどより発信される情報の収集
・自組織で利用するネットワーク機器の外部公開状態の確認
2. 平時の備え
・製品ベンダーから発信された情報を基に対応するための体制整備
・ゼロデイの脆弱性情報または、攻撃を確認した際の対応手順整備
・整備した体制、対応手順が運用可能なものであるかの確認と随時の改善

近年、わが国においてもこのようなネットワーク貫通型攻撃がサイバー情報窃取活動における攻撃の初段（インシナルベクトル）に用いられるケースが増加している。特に、今年に入り、特定のVPN装置やオンラインストレージ構築パッケージソフトウエアを稼働させているサーバーを悪用した実例を確認している。

外部サービスの活用も検討を

ネットワーク貫通型攻撃によるインシデントの発生を防ぐために、次に示す一般的な対策に取り組んでいただきたい。

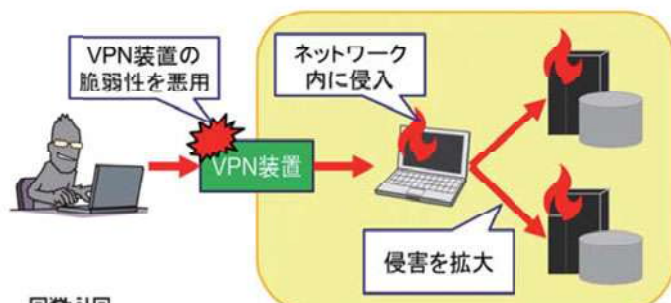
「ネットワーク貫通型」に注意

執筆：江島将和氏

近年のサイバー情報窃取事案においては、侵害されたネットワーク装置やWebサーバー上にChina Chopper（中国菜刀）と呼ばれるWebシェル（攻撃者がシステムへの接続を行うツール）のファイルがバックドア（裏口）として設置されるケースがあるため、不審なファイルが増えているかといった観点でもご注意ください。特に、VPN装置を狙う攻撃の中にはアジア地域特有の活動と見られるものもあり、ケースによっては独立行政法人情報処理推進機構（IPA）などから連絡させていただく場合がある。

用可能なものであるかの確認と随時の改善
これらの対策の重要性は理解するが、自組織にセキュリティ人材がいないため、対策が難しいという中小企業は少なくないと考えられる。その場合は、「サイバーセキュリティお助け隊サービス」などの外部セキュリティサービスの活用を検討してほしい。加えて、5月に経済産業省より公開された「ASM（Attack Surface Management）」の活用が、インターネットからアクセス可能なIT資産を発見し、それらに存在する脆弱性などのリスクを継続的に検出・評価する一連のプロセス（導入ガイダンス）外部から把握出来る情報を用いて自組織のIT資産を発見し管理する」をご活用いただき、自組織のサイバー状況を把握を推進いただきたい。

ネットワーク貫通型攻撃のイメージ



ネットワーク貫通型攻撃についてはこちらを参照

経営者の皆様へ

資金調達・資金繰りの際に

違法なヤミ金融業者を

絶対に利用しないでください!!

大阪府



▼▼ヤミ金融業者とは▼▼

国または都道府県の登録を受けていない無登録業者及び法律に違反するような高金利での貸付けを行う者のことをいいます。

ヤミ金融業者は貸金上昇や資源価格高騰等によるコスト増加で資金調達に逼迫している事業者を狙い、巧妙な手口で融資勧誘の機会を常に伺っています!

ヤミ金融業者を利用すると、資金繰りに行き詰まり経営が破綻する恐れがありますので、**ヤミ金融業者は絶対に利用しないでください!!**

- ヤミ金融業者は企業が資金調達に窮している状況に乗じて「即日融資」、「担保不要」、「低金利」などの甘い言葉を使って勧誘し、実際には高金利設定など借り手が不利になるような契約を迫ります!
- 売掛債権を売却して資金を調達する「ファクタリング」を装って、貸金業登録のない業者が当該債権を担保とした形態で違法な貸付けを行う事案が確認されています!
- 実在する貸金業者等を装ったり、類似の商号を使用し、電話だけでなく、FAXやメール、インターネット広告等を媒介とすることも確認されていますのでご注意ください!
- 一度でもヤミ金融業者を利用すると、その情報がヤミ金融業者の中で共有され、他のヤミ金融業者から電話やダイレクトメールが来るようになることもあります!

■対策1

登録のある貸金業者であるかまずは確認しましょう!

① インターネットで調べる...

【金融庁HPはこちら】

【大阪府HPはこちら】



<https://clearing.fsa.go.jp/kaohikin/index.php>



http://www.pref.osaka.lg.jp/kinyuuehien/kaohikin_kakunin/index.html

② 電話をして確認する...

大阪府金融課貸金業対策グループへご連絡ください。

■対策2

ヤミ金融業者を利用してしまった...!

大阪府警察本部『悪質商法110番』へご連絡ください。

【連絡先】(06) 6941-4592

【受付時間】平日 9:00 から 17:45 まで

＜お問い合わせ先＞

大阪府 商工労働部 中小企業支援室 金融課 貸金業対策グループ

【連絡先】(06) 6210-9506 【受付時間】平日 9:00 から 18:00 まで

新会員のご紹介コーナー

(順不同・敬称略)

合同会社 アイズコーポレーション

代表社員 細原 俊宏

和泉市黒石町
解体工事

下畑鉄筋

代表者 下畑 孝也

和泉市箕形町
鉄筋組立

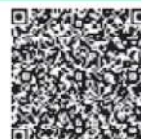
正建

代表者 浦 正満

岸和田市田治米町
土木、外構工事

和泉市は、「さまざまな経営課題にチャレンジしている中小企業者」を応援しています！

中小企業振興対策事業補助金



1. 研究・開発支援事業

中小企業者等が開放機器等を使用したり、調査・研究を委託し、又は試験研究を依頼したり、共同研究をした場合に、以下の機関での事業に要した費用を補助します。

(補助率2分の1以内)

- ・(地独) 大阪産業技術研究所
- ・(地独) 大阪健康安全基盤研究所
- ・(一財) 日本食品分析センター
- ・桃山学院大学
- ・大阪公立大学
- ・近畿職業能力開発大学校

2. 工業所有権取得促進事業

中小企業者等が以下の工業所有権申請に要した費用を補助します。

- ・特許権(国内、国際) ・実用新案権 ・意匠権 ・商標権

3. 人材育成支援事業

事業主又は従業員が次の機関で行う研修等の修了に要した費用を補助します。
(補助率2分の1以内)

- ・(地独) 大阪産業技術研究所 ・近畿職業能力開発大学校 ・中小企業大学校
- ・大阪府立高等職業技術専門学校(南大阪校、北大阪校、東大阪校、夕陽丘校)
- ・(一社) 大阪府技術協会 ・(独) ポリテクセンター関西 ・大阪公立大学

それぞれの
事業ごとに

- ★要した費用の半額を一事業所あたり20万円まで補助。(千円未満切捨)
- ★ただし、工業所有権は申請区分に応じた補助。※予算がなくなり次第、受付を終了します。

【お問合せ】和泉市 環境産業部 産業振興室 商工観光担当 Tel 0725-99-8123 (直通) / 和泉市産業振興プラザ Tel 0725-58-7887

近畿職業能力開発大学校 メカトロニクス技術科学生募集

令和6年7月入校
訓練期間：2年
定員：10名

将来、自分が働きたい職業につくためには、それに必要なスキルや知識を身につけることが不可欠です。近畿職業能力開発大学校は、産業界や地域企業が求めるもつくりにかかる技能や技術、専門的な知識を提供し、就職に必要なスキルを身につけることができます。企業や高校からは即戦力の人材を育成する大学校として知られている厚生労働省所管の大学校です。

実就職率100%

メカトロニクス技術科 説明会日程

- ◆日程 2月21日(水) 3月21日(水)
- ◆時間 13時30分より
- ◆場所 近畿職業能力開発大学校



全方向移動機構(学生製作品)

【お問合せ先】近畿職業能力開発大学校 学務課 TEL 072-489-2112

スーパー ミラクル イリュージョン

木下大サカス®

'24 2月24日(土) - 5月27日(月)

大阪市城東区森之宮1丁目6
地下鉄・JR 森ノ宮駅 東250m 北へ350m 特設
徒歩12分 会場

ご利用下さい！ マル経融資

マル経融資(小規模事業者経営改善資金)とは、

商工会議所の経営指導を受けて経営の改善をしようとする方が商工会議所の推薦により無担保・無保証人でご利用できる日本政策金融公庫の融資制度です。

資金の使途	利 率	返済期間
運転資金	1.20%	7年以内(1年以内据置可)
設備資金	貸付時の金利で固定 R6年1月1日現在	10年以内(2年以内据置可)

審査の結果により、ご利用頂けない場合があります。
— お問い合わせ先 — 中小企業相談所 TEL 53-0320

KIYO

将来の
心配は、
ほっとけん。



紀陽の保険 ほっとけん
医療保険・がん・終身・個人年金・定期・
収入保障保険もお取り扱い中。

銀行をこえる銀行へ
紀陽銀行

和泉寺田支店 ☎0725-45-1771 和泉市寺田町1-5-33(寺田バス停前)
和泉中央支店 ☎0725-57-3371 和泉市いずみ野5-1-11(エコービルいずみ GMS横1階)

THE
NEW
5



駆けぬける喜び

本店 〒599-8271 堺市中区深井北町3401番地
TEL.072-277-2300
貝塚店 〒597-0082 貝塚市石才285-1
TEL.072-438-2300
なんば店 〒556-0023 大阪市浪速区稲荷1丁目12番14号
TEL.06-6568-2081

BMW正規ディーラー
Elbe BMW
エルベオート株式会社
https://elbe.bmw.jp

